

「病床機能再編支援事業給付金」の支給について

(経緯)

国は、地域医療構想の推進のため、病院又は診療所であって療養病床又は一般病床を有するものが、地域の関係者間の合意の上、地域医療構想に即した病床機能再編を実施する場合、減少する病床数に応じた給付金を令和2年度から支給している。

(支給要件)

- ① 地域医療構想を実現するため、病床削減の対象病院等の、病床の機能分化・連携に必要な病床数の削減を行うものであることについて、地域医療構想調整会議の議論及び都道府県医療審議会の意見を踏まえ、都道府県が必要と認めたもの
- ② 病床削減病院等における病床削減後の許可病床数が、平成 30 年度病床機能報告、もしくは令和 2 年度病床機能報告のいずれか少ない方における稼働病床数の90%以下であること

(支給対象 2病院)

○しもべ病院(37,392 千円)

【慢性期病床数:R2.7.1 85床 ⇒ R6 年度 68 床 (△17床)】

⇒ 入院患者の少ない病棟を中心に慢性期病床を削減することにより、医療ニーズに合わせた入院受入体制を構築する。

@2,052 千円 × 6 = 12,312 千円

(減少1床当たり単価※) (減少病床数)

@2,280 千円 × 11 = 25,080 千円

(減少1床当たり単価※) (減少病床数)

○峡南病院(28,728 千円)

【急性期病床数:H30.7.1 40 床 ⇒ R6 年度 25 床 (△15 床)】

⇒ 人材確保と設備面の見直しを行う中で、病床を再編し、高齢者患者、慢性疾患を有

する患者の受入体制を維持しつつ在宅医療の強化を図る。

@1,824 千円 × 12 = 21,888 千円
(減少1床当たり単価※) (減少病床数)

@2,280 千円 × 3 = 6,840 千円
(減少1床当たり単価※) (減少病床数)

※ 減床1床当たり単価は「1日平均実働病床数」及び「病床利用率」により変動する。